

日本ボディマインドクリエイト協会

宝塚ランジェリーデザインスクール 講座受講規約

第 5 版 2026 年 9 月 6 日改訂

対象：ランジェリー基礎科／本科／専科／ワークショップ・特別講義等

本規約は、申込フォーム・受講案内・各コース案内と併せて適用されます。



第1条（適用範囲）

本規約は、日本ボディマインドクリエイティブ協会（以下「協会」といいます。）が運営する宝塚ランジェリーデザインスクール（以下「TLDS」といいます。）のランジェリー基礎科、本科、専科、ワークショップ、特別講義、課外授業、オンライン講座その他協会が提供する講座・教育サービス（以下総称して「本講座」といいます。）に適用されます。申込者および受講者は、本規約の内容を確認し、同意の上で本講座を利用するものとします。

第2条（受講の申込み）

本講座の受講申込みは、協会が定める申込フォームその他所定の方法により行うものとします。申込フォームの送信のみでは、決済および受講契約の成立または受講枠の確保を意味しません。

第3条（受講契約の成立）

受講契約は、協会が申込内容を確認し、受講を承認した上で、受講料その他協会が指定する費用の決済が完了した時点で成立するものとします。申込みから協会が指定する期限までに決済が完了しない場合、申込みを取り消すことがあります。定員到達その他の事情により受講を承認できない場合、既に協会が受領した金員があるときは、協会所定の方法により返金します。

第4条（TLDS 受講会員資格）

- 1.本規約第3条に定める受講契約の成立により、受講者は、日本ボディマインドクリエイティブ協会の TLDS 受講会員となります。別途の入会手続きは必要ありません。
- 2.TLDS 受講会員としての入会金および年会費は原則として発生しません。本講座の受講料、実習費、教材費その他の費用については、本規約および各コースの案内に定めるものとします。
- 3.TLDS 受講会員は、受講期間中、TLDS の講座に加え、協会が実施する講座、ワークショップ、イベント、交流企画その他の活動について、それぞれ定められた参加条件に従って参加することができます。なお、活動によっては別途参加費、材料費、実費等が必要となる場合があります。
- 4.TLDS の修了後は、本人から退会の申し出がない限り、協会の一般コミュニティ会員として会員資格を継続することができます。一般コミュニティ会員の会費は原則無料とし、協会が実施する各活動への参加条件および費用等については、各企画の案内に定めるものとします。
- 5.TLDS 受講会員および一般コミュニティ会員に関するその他の事項については、日本ボディマインドクリエイティブ協会会員規約の定めによるものとします。

第5条（コース、受講期間および受講方法）

- 1.ランジェリー基礎科および本科の標準受講期間は、それぞれ5か月とします。各期の開講日、授業日程、講義形式および修了式の日程は、協会が別途定めます。
- 2.TLDS は、前期・後期の定期入校を基本とします。ただし、開講日から3か月以内に途中入校を希望する場合は、協会が受講開始時期および学習状況等を確認の上、録画教材等を活用して学習を開始することができます。
- 3.基礎科と本科を同時に申し込んだ受講者が早期修了を希望する場合は、協会が学習状況、課題の進捗その他必要な事項を確認の上、録画教材等を活用し、標準受講期間より短い期間での修了を目指すことができます。

4.前2項による途中入校または早期修了は、修了を保証するものではありません。受講者は、協会が定めるカリキュラムの履修、規定の課題作品の完成、修了プレゼンテーションその他所定の修了要件を満たす必要があります。

5.授業は、対面、オンライン、録画視聴、現地訪問その他協会が指定する方法を組み合わせることで実施することがあります。

第6条（受講料・実習費・教材費等）

本講座の受講料、実習費、教材費、材料費、交通費その他必要な費用は、コースおよびサービスごとに協会が別途定め、ウェブサイト、申込案内その他の方法で表示します。セット割引、早期申込割引、学生向け割引その他の割引を設ける場合、その適用条件、対象費用および併用可否は協会が別途定めるものとします。

第7条（決済方法）

本講座の受講料その他の費用の決済方法は、次に定めるとおりです。

（1）銀行振込

受講者は、協会が指定する口座へ所定の金額を振り込むものとします。振込手数料は受講者の負担とし、指定口座は申込み後に協会から送信するメール等で案内します。

（2）クレジットカード決済

クレジットカード決済を希望する場合、協会より専用の決済リンクを案内します。利用可能なカードブランドその他の条件は、決済時の表示または決済事業者の定めによります。

（3）分割払い等

協会が分割払いを直接提供するものではありません。クレジットカード決済後、受講者は、利用するカード会社が提供する分割払い、あとから分割その他のサービスを利用できる場合があります。変更手続き、利用可否、支払回数、手数料その他の条件は各カード会社の定めによるものとし、受講者自身の責任において手続きを行うものとします。

第8条（専科）

1. 専科は、受講者一人ひとりの目標に応じ、商品開発、ブランド立上げ、既存商品の改良、技術向上、キャリア形成その他の実践を個別に支援する伴走型のコースです。

2. 専科は、協会が定める回数単位のチケット制を基本とし、6回または13回を一単位として提供します。追加受講を希望する場合は、協会が定める条件により6回または13回単位で追加することができます。

3. 専科の支援内容、実施方法、期間、担当者、外部事業者との連携その他の詳細は、受講者の企画内容および進行状況に応じて個別に定めます。

4. 専科における協会の支援は、商品化、量産、販売、売上、利益、事業成功、取引成立その他特定の成果を保証するものではありません。

5. 外部メーカー、工場、パタンナー、資材会社その他第三者との契約・発注・支払い等は、別途明示がない限り受講者と当該第三者との間で行うものとし、協会は紹介・助言・商談同席等の支援を行う場合があります。

第9条（講座の変更・振替・録画視聴）

1. 受講者が授業に出席できない場合、協会が認めるときは、録画視聴、同内容の別日程への振替その他協会が指定する方法により学習機会を提供することがあります。
2. 録画教材の提供期間、視聴期限、対象講座および提供方法は、講座ごとに協会が定めます。すべての講座について録画提供または振替を保証するものではありません。
3. ワークショップ、課外授業、現地訪問、企業見学その他対面での実習を伴う講座は、原則として指定日時・場所での参加を基本とし、録画または代替実施ができない場合があります。

第10条（修了要件）

受講者は、協会が定めるカリキュラムの履修、課題の提出、課題作品の完成、必要なプレゼンテーションその他各コース所定の要件を満たした場合に修了となります。途中入校、録画受講または短期での履修を選択した場合も同様とします。修了要件を満たさない場合、受講期間が経過しても修了とはなりません。

第11条（解約・キャンセル）

1. 受講者が受講契約の解約を希望する場合、受講者本人が、協会の指定する方法により解約の意思および必要事項を申し出るものとします。
2. 講座開講日の13日前以降に解約する場合、次のキャンセル料が発生します。

解約時期	キャンセル料率
13日前～7日前	講座受講料の30%
6日前～2日前	講座受講料の70%
開講日前日～開講日以降	講座受講料の100%

3. セットコース、途中入校、録画受講、専科その他複数のサービスを含む契約について、既に提供済みの授業、録画教材、教材、個別支援その他のサービスがある場合、その提供状況を踏まえ、法令および協会が別途表示する条件に従って精算することがあります。

第12条（返金）

受講者の都合による欠席、視聴期限内の未視聴、課題未提出その他受講者側の事情により受講しなかった場合、協会は原則として受講料その他の費用を返金しません。ただし、法令上返金が必要となる場合または協会が個別に認めた場合はこの限りではありません。

第13条（教材・商品の返品等）

教材、資材その他の商品の返品は、法令上認められる場合または協会が別途認める場合を除き、原則として受け付けません。不良品については、受領後7日以内に協会へ連絡した場合、協会が確認の上、交換その他必要な対応を行います。

第 14 条（講座日程・内容等の変更）

講師、会場、企業・工場等の受入状況、天候、災害、交通事情、通信障害、感染症その他やむを得ない事情により、日程、時間、会場、講師、実施方法、訪問先または講座内容の一部を変更、中止または延期することがあります。この場合、協会は合理的な範囲で代替日程、オンライン実施その他の対応を検討します。

第 15 条（課外授業・国内外研修・現地訪問等）

1. TLDS が実施する国内外の課外授業、海外研修、企業・工場訪問、展示会視察その他の現地プログラムは、別途協会が定める場合を除き、原則として現地集合・現地解散とします。
2. 集合場所まで、および解散場所からの交通手段の手配ならびに交通費、航空運賃、宿泊費、飲食費、現地交通費、渡航費、旅券・査証等の取得費用その他個人的に必要となる費用は、別途協会が負担すると明示した場合を除き、受講者の自己負担とします。
3. 交通機関、航空券、宿泊施設等の予約・変更・取消しについては、原則として受講者自身の責任において行うものとします。交通機関の遅延・欠航、天候、災害、現地事情、受講者自身の事情その他協会の責めに帰すことのできない事由により生じた費用または損害について、協会は責任を負いません。
4. 遠方への移動、宿泊を伴う研修および海外研修等へ参加する場合、受講者は自身の責任において、旅行保険、海外旅行保険、傷害保険その他必要に応じた保険への加入および補償内容の確認を行うものとします。
5. 海外研修等に必要となる旅券、査証、入国・出国条件、健康上必要となる手続きその他渡航に必要な事項については、受講者自身の責任において確認・準備するものとします。
6. 研修・訪問先では、協会、講師、現地担当者および訪問先企業等の安全上・運営上の指示に従うものとします。
7. 協会の故意または過失その他協会の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合は、関係法令に従って対応するものとします。

第 16 条（実習・ワークショップ等における安全管理）

1. 縫製、裁断、パターン制作その他の実習・ワークショップでは、ミシン、針、はさみ、カッター、アイロンその他の器具・設備を使用する場合があります。受講者は、講師等の説明および安全上の注意事項を遵守し、自ら安全に十分配慮して参加するものとします。
2. 受講者自身の不注意、器具の誤使用、講師等の指示に反する行為その他協会の責めに帰すことのできない事由により生じた事故、怪我、所持品の破損・紛失その他の損害について、協会は責任を負いません。
3. 受講者は、自身の健康状態および体調を考慮した上で実習等に参加し、参加が困難と判断した場合は無理に参加しないものとします。
4. 協会の故意または過失その他協会の責めに帰すべき事由によって事故、怪我その他の損害が生じた場合は、関係法令に従って対応するものとします。

第 17 条（著作物・録画教材等）

1. 本講座で提供するテキスト、動画、録画教材、資料、図表、デザイン、ノウハウその他一切のコンテンツ（以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権その他の知的財産権は、協会または正当な権利者に帰属します。
2. 受講者は、本著作物等について、協会または正当な権利者の許可なく、次の各号に定める行為を行ってはいけません。

- (1) 本著作物等を第三者へ譲渡、貸与、共有、転載または送信すること。
- (2) 視聴 URL、ID、パスワードその他アクセス情報を第三者と共有すること。
- (3) 私的利用の範囲を超えて複製、改変、配布、公衆送信、SNS・ウェブサイト等へ掲載すること。
- (4) 講座、オンライン配信または録画教材を、協会の許可なく録音、録画、撮影または画面収録すること。
- (5) その他、協会または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為。

第 18 条（作品・企画・受講者の権利）

受講者自身が制作した作品、デザイン、ブランド名、企画等の権利帰属は、協会または第三者が従前から保有する権利、提供素材、共同開発その他別途契約で定めるものを除き、原則として当該受講者に帰属します。企業連携、共同開発、プロジェクト、コンテストその他個別の取組みについて別途契約・合意がある場合は、その定めを優先します。

第 19 条（写真・動画・作品等の掲載）

授業、修了式、作品展、課外授業その他 TLDS の活動において撮影された写真・動画、受講者の作品、発表内容等を、協会がウェブサイト、SNS、パンフレットその他広報に使用する場合は、個人が特定される態様その他必要に応じて、事前に受講者の同意を得るものとします。個別の企業案件、未公開商品、秘密情報等については、第 18 条の秘密保持を優先します。

第 20 条（秘密保持）

受講者は、本講座、専科、企業連携、商品開発その他の活動を通じて知り得た、協会、講師、他の受講者、企業その他第三者の非公開の技術上、営業上、商品開発上、個人上その他の秘密情報を、権利者の承諾なく利用または第三者へ開示してはなりません。

第 21 条（個人情報）

協会は、本講座の運営にあたり取得した氏名、連絡先、生年月日その他の個人情報を、適用法令および協会のプライバシーポリシー等に従い適切に管理し、本講座の運営、連絡、受講管理その他本人に示した利用目的の範囲内で取り扱います。

第 22 条（受講環境・オンライン利用）

オンライン授業または録画教材の視聴に必要な端末、通信環境、ソフトウェアその他の設備は、別途協会が提供すると明示した場合を除き、受講者の責任と費用で準備するものとします。受講者側の通信環境、端末故障その他受講者の事情により受講・視聴できなかった場合、協会は原則として責任を負いません。

第 23 条（遵守事項）

受講者は、次の事項を遵守するものとします。

1. 協会、講師、訪問先その他関係者の合理的な指示に従い、他の受講者または関係者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
2. 他の受講者に対し、連鎖販売取引、宗教活動、商品・サービスの購入、外部セミナー等への勧誘その他これらに類する行為を行わないこと。
3. 他者の作品、企画、個人情報、肖像、著作権その他の権利を侵害しないこと。
4. 講座運営、企業訪問、オンライン配信その他 TLDS の活動を妨害しないこと。
5. 法令、公序良俗および本規約に違反する行為を行わないこと。

第 24 条（受講資格の停止・失効）

受講者が本規約に違反し、協会または第三者の権利・利益を侵害し、講座運営に重大な支障を生じさせ、または協会との信頼関係を著しく損なう行為を行った場合、協会は事前の注意・是正要請を行った上で、または緊急性・重大性がある場合は直ちに、受講資格を停止または失効させることがあります。法令上返金が必要となる場合を除き、当該措置に伴う返金は行わないものとします。

第 25 条（地位の譲渡）

受講者は、協会の事前の書面による承諾なく、受講契約上の地位、受講資格、チケット、録画教材の視聴権その他の権利を第三者に譲渡、貸与または承継させることはできません。

第 26 条（損害賠償）

受講者が本規約または法令に違反し、故意または過失により協会、講師、他の受講者その他第三者に損害を与えた場合、受講者は法令に従いその損害を賠償する責任を負います。

第 27 条（免責・成果の非保証）

1. 協会は、本講座において学習機会、助言、紹介、伴走支援等を提供しますが、資格取得、就職・転職、ブランド立上げ、商品化、量産、販売、売上、利益、取引成立その他特定の成果を保証するものではありません。
2. 協会は、協会の故意または重大な過失による場合その他法令上免責が認められない場合を除き、受講者に生じた損害について法令の範囲内で責任を負うものとします。

第 28 条（規約の変更）

協会は、法令の定めに従い、本規約を変更することがあります。変更する場合は、変更内容および効力発生日を、ウェブサイト、電子メールその他適切な方法により周知します。

第 29 条（条項等の無効）

本規約の一部が法令または裁判所の判断により無効とされた場合でも、その他の条項は引き続き有効とします。

第 30 条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合は、法令上認められる範囲で、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合は、協会と受講者は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

附則

初版 2019 年 11 月発行

第 2 版 2021 年 4 月改訂

第 3 版 2022 年 1 月改訂

第 4 版 2026 年 8 月改訂

第 5 版 2026 年 9 月改訂

以上